

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年4月16日
【会社名】	ダイドグループホールディングス株式会社
【英訳名】	DyDo GROUP HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高松 富也
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島二丁目2番7号
【電話番号】	06(7166)0011
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員財務部長 殿勝 直樹
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島二丁目2番7号
【電話番号】	06(6222)2641
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員財務部長 殿勝 直樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成30年4月13日開催の当社第43回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成30年4月13日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金30円
2. その他の剰余金の処分に関する事項
 - (1) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 100,000,000円
 - (2) 増加する剰余金の項目及びその額
地域コミュニティ貢献積立金 100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 当社及び当社子会社の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に定める事業目的を変更及び追加し、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行う。
2. インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めることとし、現行定款第5条（公告方法）の変更を行う。
3. その他、字句の一部修正を行い、表現方法を統一する。

第3号議案 取締役6名選任の件

高松富也、高松富博、殿勝直樹、西山直行、森 真二、井上正隆を取締役に選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

加藤幸江を監査役に選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	115,003	219	230	(注) 1	可決 (98.59%)
第2号議案	115,076	149	230	(注) 2	可決 (98.65%)
第3号議案				(注) 3	
高松富也	101,387	13,838	230		可決 (86.91%)
高松富博	101,722	13,503	230		可決 (87.20%)
殿勝直樹	114,856	369	230		可決 (98.46%)
西山直行	114,846	379	230		可決 (98.45%)
森 真二	108,563	6,662	230		可決 (93.06%)
井上正隆	114,901	324	230		可決 (98.50%)
第4号議案				(注) 3	
加藤幸江	113,307	1,917	230		可決 (97.13%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上